

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、いずれも可決、成立した。また、第140回国会から継続していた法律案1件については継続審査となった。参議院制度改革関連の国会法改正案と規則改正案については、いずれも本委員会において委員会の審査を省略することに決し、本会議に上程され、可決、成立した。

[法律案の審査等]

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国會議員の秘書の給料月額の改定を行おうとするものである。

本法律案は、11月28日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、12月3日に全会一致をもって可決した。

国会法等の一部を改正する法律案は、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図ろうとするものである。

本法律案は、12月11日に衆議院から提出、翌12日に本委員会に付託され、同日、修正議決した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、第140回国会において衆議院より提出され、本院において継続審査となっていたものであるが、12月12日に継続審査要求書の提出を決定した。

国会法の一部を改正する法律案については12月5日に、参議院規則の一部を改正する規則案については同12日に、それぞれ委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

(2) 委員会経過

○平成9年8月5日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 小委員長の補欠選任を行った。

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 通信委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

議院運営

- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会及び行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人	新党さきがけ	1人
新社会党・平和連合	1人		計20人
			計20人

環境特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人
日本共産党	1人	自由の会	1人
			計20人

災害対策特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人
日本共産党	1人	太陽	1人
			計20人

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党	10人	平成会	4人
民主党・新緑風会	1人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人	太陽	1人
			計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
			計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人

日本共産党 1人 自由の会 1人
計20人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党	20人	平成会	11人
民主党・新緑風会	4人	社会民主党・護憲連合	4人
日本共産党	3人	二院クラブ	1人
自由の会	1人	新社会党・平和連合	1人
			計45人

- 次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

庶務関係小委員会

自由民主党	7人	平成会	4人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人		計15人

図書館運営小委員会

自由民主党	7人	平成会	4人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人		計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 10月2日及び3日

・時間

自由民主党	55分	平成会	65分
民主党・新緑風会	30分	社会民主党・護憲連合	25分
日本共産党	20分		

・人数

自由民主党	3人	平成会	2人
民主党・新緑風会	1人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人		

・順序

1 平成会	2 自由民主党
3 自由民主党	4 自由民主党
5 民主党・新緑風会	6 社会民主党・護憲連合

7 日本共産党

8 平成会

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 会期を75日間とすることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年10月2日（木）（第2回）

- 国会議員として在職期間が25年に達した議員吉田之久君を院議をもって表彰することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年10月3日（金）（第3回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員及び北海道開発審議会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月7日（金）（第4回）

- 永久平和の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 裁判官訴追委員、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・国家公安委員会委員の任命同意に関する件
 - ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
 - ・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
 - ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
 - ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
民主党・新緑風会	10分	社会民主党・護憲連合	10分
日本共産党	10分			

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月14日（金）（第5回）

○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。

○国立国会図書館図書複写規程の一部改正に関する件について決定した。

○商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月19日（水）（第6回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月28日（金）（第7回）

○北海道開発審議会委員の選任について決定した。

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・原子力委員会委員の任命同意に関する件

・地方財政審議会委員の任命同意に関する件

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年12月3日（水）（第8回）

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第13号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産

反対会派 なし

- 国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案（上野公成君外 5 名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本会議における新たな「日米防衛協力のための指針」の策定に関する外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
 - 自由民主党 15分
 - 平成会 15分
 - 民主党・新緑風会 10分
 - 社会民主党・護憲連合 10分
 - 日本共産党 10分
 - ・人 数 各派 1 人
 - ・順 序 大会派順
- 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
 - 平成会 15分
 - 民主党・新緑風会 10分
 - ・人 数 各派 1 人
 - ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 9 年 12 月 5 日（金）（第 9 回）

- 国会法の一部を改正する法律案（中曾根弘文君外 7 名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 本会議における A P E C 非公式首脳会議及び閣僚会議に関する国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
 - 自由民主党 15分
 - 平成会 15分
 - 民主党・新緑風会 10分
 - 日本共産党 10分
 - ・人 数 各派 1 人
 - ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 9 年 12 月 10 日（水）（第 10 回）

- 預金保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決

定した。

・時 間

自由民主党 10分 社会民主党・護憲連合 10分
日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年12月12日（金）（第11回）

- 議長不信任決議案（平井卓志君外4名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 国会法等の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長亀井善之君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。
(衆第22号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民
反対会派 共産
- 参議院規則の一部を改正する規則案（中曾根弘文君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆第34号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶務関係小委員会】

○平成9年8月5日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 議員用自動車の新車の割当について協議決定した。
- 平成10年度参議院予算に関する件について協議を行った。

○平成9年11月18日（火）（第1回）

- 議員宿舎関連設備に関する件について協議決定した。

【図書館運営小委員会】

○平成9年8月5日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 平成10年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。
-

○平成9年11月13日（木）（第1回）

- 次の件について協議決定した。
 - ・国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
 - ・国立国会図書館図書複写規程の一部改正に関する件

（3）成立議案の要旨

国会法の一部を改正する法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案は、参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を設置しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 参議院の常任委員会について、予算委員会、決算委員会、議院運営委員会及び懲罰委員会以外の委員会を次の12の委員会に再編する。

- (1) 総務委員会
- (2) 法務委員会
- (3) 地方行政・警察委員会
- (4) 外交・防衛委員会
- (5) 財政・金融委員会
- (6) 文教・科学委員会
- (7) 国民福祉委員会
- (8) 労働・社会政策委員会
- (9) 農林水産委員会
- (10) 経済・産業委員会
- (11) 交通・情報通信委員会
- (12) 国土・環境委員会

2 参議院に常任委員会として新たに行政監視委員会を設置する。

3 本法律は、次の常会の召集の日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

国会法等の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要 旨】

本法律案は、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 決算行政監視委員会の新設

衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して、新たに決算行政監視委員会を設置する。

2 国会法第104条による報告及び記録の提出要求に関する規定の整備

内閣又は官公署が各議院又は各議院の委員会からの報告又は記録の提出の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならないもの等とする。

3 会計検査院に対する特定事項の検査の要請

各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対して、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものとする。

4 会計検査院法の一部改正

(1) 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

(2) 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から特定事項についての検査の要請があったときは、当該事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができるものとする。

5 その他

(1) 本法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(2) 衆議院事務局に、委員会の命を受けて行う予備的調査の事務等を分掌するため、調査局を置き、衆議院法制局に法制企画調整部を置く等、議院事務局法、議院法制局法及び国会職員法を改正する。

国会法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 会計検査院に対して特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものに、参議院の調査会を加えること。
- 2 会計検査院は、参議院の調査会から特定事項について会計検査の要請があったとき、当該事項について検査を実施してその結果を報告することができるものとすること。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
4	国会法の一部を改正する法律案	中曾根 弘文君 外7名 (9.12. 4)	9.12. 5	9.12. 5				9.12. 5 可 決	9.12. 5 (予備)	9.12. 11 可 決	9.12. 11 可 決

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件 名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
13	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 龜井 善之君 (9.11.28)	9.11.28	9.11.28	9.11.28 (予備)	9.12. 3 可 決	9.12. 3 可 決			9.11.28 可 決
22	国会法等の一部を改正する法律案	議院運営委員長 龜井 善之君 (9.12.11)	12.11	12.11	12.12	12.12 修 正	12.12 修 正			12.11 可 決
34	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 起夫君 (9. 6. 3)		6. 3	6.17	継 続 審 査				

・規則案（1件）

番号	件 名	提出者 (月 日)	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	参議院規則の一部を改正する規則案	中曾根 弘文君 外7名 (9.12.12)			9.12.12 可 決